

群馬大学共同教育学部附属学校学校評議員規程

平成 16. 4. 1 制定

改正 平成 19. 4. 1 平成 19. 12. 26

令和 2. 4. 1

(設 置)

第 1 条 学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 49 条の規定に基づき、群馬大学共同教育学部附属幼稚園、附属小学校、附属中学校及び附属特別支援学校（以下「附属学校」という。）に、学校評議員を置く。

(職 務)

第 2 条 学校評議員は、園長及び校長（以下「校園長」という。）の求めに応じ、附属学校の運営に関し意見を述べる。

(委嘱等)

第 3 条 学校評議員は、群馬大学の教職員以外の者で、教育に関する理解及び識見を有する者のうちから、校園長の推薦により、学長が委嘱する。

2 学校評議員は、非常勤とし、附属学校毎に 10 人以内とする。

3 学校評議員の任期は、委嘱の日から当該年度の 3 月 31 日までとし、再任を妨げない。

(会議等)

第 4 条 校園長は、学校評議員から個別に意見を求めるとともに、必要に応じて学校評議員の会議を開催することができる。

2 前項の会議は、校園長が主宰する。

(個人情報等)

第 5 条 学校評議員は、職務上知り得た秘密及び個人情報等を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事 務)

第 6 条 学校評議員に関する事務は、各附属学校の事務室において処理する。

(雑 則)

第 7 条 この規程に定めるもののほか、学校評議員に関し必要な事項は、校園長が別に定める。

(規程の改廃)

第 8 条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、平成 19 年 12 月 26 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。